

徳島市発注工事における社会保険等未加入対策について

令和2年10月

徳島市では、令和2年10月1日以降に請負契約を締結する工事の社会保険等未加入対策について、次のとおり実施します。

1 実施内容

- (1) 社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止します。
- (2) 下請負人の社会保険等加入状況を施工体制台帳、再下請負通知書等で確認し、未加入業者については、建設業許可権者に報告します。

2 元請負業者に対するペナルティ

- (1) 社会保険等未加入業者を一次下請負人とした場合
 - ① 契約違反による指名停止措置
 - ② 工事成績評定点の減点
- (2) 社会保険等未加入業者を二次以下下請負人とした場合
 - ① 文書注意
 - ② 工事成績評定点の減点

※1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいいます。

※2 社会保険等未加入業者とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除きます。